

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第35回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年5月29日（火） 14:00～14:57

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かをり、関口 博正、  
辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）、野崎 雅稔（電気通信技術システム課長）、山路 栄作（電気通信技術システム課企画官）、中沢 淳一（電気通信技術システム課番号企画室長）  
情報流通行政局総務課（事務局）

第4 議題

（1）答申事項

- ア 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3039号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3041号】
- ウ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3042号】
- エ 事業用電気通信設備規則等の一部改正について【諮問第3043号】

（2）報告事項

- ア 番号単価の修正及び番号単価告示の一部改正について
- イ 競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）について

## 開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中全員が出席されております。

それでは、お手もとの議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は答申事項4件、報告事項2件であります。

○根岸部会長　では初めに、諮問第3039号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」を審議したいと思います。

本件は、大臣からの諮問を受けまして、本年2月21日開催の、この部会におきまして審議を行い、3月22日までに1回目の意見募集を行い、その後、提出されました意見を公表するとともに、4月10日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討を行っていただきました。本日は接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果についてご報告をお願いしたいと思います。それではよろしくよろしくお願いいたします。

○東海委員　はい。それでは、電気通信事業法施行規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。資料35-1をご覧くださいと思います。諮問第3039号に係るものでございます。

本件の概要につきましては、資料35-1の24ページ以降、改正の内容の具体的な記載がございます。第二種指定電気通信設備制度の適用対象について、適用基準を現行の特定移動端末設備のシェア4分の1、いわゆる25%を超えるものから、10分の1、いわゆる10%を超えるものにする旨の電気通信事業法施行規則の改正を行うものでございます。

先ほど部会長からもお話がございましたように、2回の意見募集を経た上で、資料35-1の1ページをご覧くださいと思いますが、そのような形で報告書を取りまとめたところでございます。

接続委員会といたしましては、報告書の1に記載したとおり、「本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきたいと思います。なお、提出されました意見及びその考え方

につきましては、報告書の別添として2ページから22ページまでに取りまとめられております。この具体的な内容につきましては総務省からご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○二宮料金サービス課長　それでは引き続きまして、2ページ以降の考え方についてご説明申し上げます。

まず意見1でございます。ソフトバンクモバイルの影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げる本改正は当然の措置。また意見2でございますが、上位3社のモバイル事業者は突出した存在となっていることから、モバイル市場を活性化する上で、二種指定設備制度の適用対象とすることは必須の措置というご意見でございます。いずれも考え方といたしましては、本省令案に賛成のご意見として承るとしております。

1ページおめぐりください。意見3でございます。十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、交渉上の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有する事業者を二種指定事業者に指定することは制度創設の趣旨に適うもの。可及的速やかな本省令の改正が必要というご意見でございます。これにつきましても、本省令案に賛成のご意見として承ります。なお、再意見でございます、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性が認められないのご意見につきましては、考え方9に後述のとおりでございます。また、第二種指定電気通信設備制度に係る基準値の見直しを行う上に当たり、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針を根拠とすることは適当ではないのご意見につきましては、後述の考え方13のとおりでございます。

4ページでございます。意見4でございます。競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべき。今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解というご意見でございます。これも本省令案に賛成のご意見として承ります。なお、再意見でございます「現行制度において規制対象となっているMNOと指定対象外であるMNOとで規制水準が不相応となっている状況について、事象分析を行った上で認識の正誤を判断すべき」とのご意見につきましては、端末シェアの変化に伴う接続協議における交渉上の地位の変化を分析しており、当該分析を踏まえれば、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者には二種指定設備制度の規律を課すことが適当であるとしてございます。

1 ページおめくりください。意見 5 でございます。MNO と MVNO 間の関係に着目して「相当程度低いシェア」を検討するに当たり、企業結合ガイドラインの規定を援用し、端末シェアが 10% 以下の MNO を引き続き二種指定設備制度の適用対象外とすることは一定の合理性があるとのご意見でございます。これにつきましても本省令案に賛成のご意見として承ります。なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの再意見につきましては、考え方 9 のとおり。また二種指定設備制度に係る基準値の見直しを行うに当たり、企業結合ガイドラインを根拠とすることは適当ではないとのご意見につきましては、考え方 13 のとおりでございます。

意見 6 でございます。指定基準である 10% の根拠は、制度創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求めており適切というご意見でございます。これも本省令案に賛成のご意見として承ります。なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの再意見につきましては、考え方 9 のとおりでございます。

意見 7 でございます。二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を 10% とすることは適切。上位 3 社が規制の対象になることで、接続料算定の適正性、透明性、接続の迅速化が担保されれば、新規事業者の事業環境の一層の整備につながり、既存事業者間においても公正な競争が確保され、料金の低廉化が促進されるなど利用者利便が向上するとのご意見でございます。二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大すべきとのご意見につきましては、本省令案に賛成のご意見として承ります。また、再意見の上位 3 事業者が同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるとのご意見につきましては、考え方 4 後段のとおりでございます。おって、非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は認識しておらず、制度改正の必要性を裏づける立法事実の存否について検証が必要とのご意見につきましては、考え方 9 のとおりでございます。

意見 8 でございます。指定の基準値を 10% とする改正案に賛同。また、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであり、第二種指定電気通信設備制度等による非対称規制は撤廃すべきとのご意見でございます。本省令案に賛成のご意見として承ります。全ての携帯電話事業者に同等の競争ルールを適用すべきとのご意見につきましては、携帯電話市場においては、事業者間で端末シェアに顕著な差が存在する

ため、接続協議における交渉上の地位に顕著な優劣が生じていると考えられる。これを背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えられることに鑑みると、二種指定設備制度による非対称規制の仕組みを引き続き維持することが適当であるとしてございます。なお、携帯電話市場においては、ドミナント事業者が競争上高い優位性を保持している状況にあることを踏まえると、規制の必要のない事業者への過度な規制強化となることがないようにすべきとの再意見につきましては、考え方9のとおりでございます。

1 ページおめくりください。意見9でございます。携帯電話市場においては、ドミナント事業者が競争上高い優位性を保持しているものの、競争事業者が創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、競争が一定程度進展している状況にある。こうした基本認識を踏まえて、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきとのご意見でございます。考え方でございますが、携帯電話市場においては端末シェアの変化に伴い、接続協議における交渉上の地位も変化してきており、これを踏まえて指定の基準値を見直すことが適当である。まず上位3事業者と4位の事業者の間では端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じていると考えられる。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景に、上位3事業者は、4位の事業者に対し、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられる。また、上位3事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非二種指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位3事業者間において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある。以上の状況に対応し、公正競争環境の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。

意見10でございます。上位3事業者が同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念がある。また、ソフトバンクモバイルとして、

4位の事業者との間に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は認識しておらず、制度改革の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要とのご意見でございます。考え方につきましては、考え方9のとおりとしてございます。

12ページをご覧ください。意見11でございます。事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、優位な交渉力が確実に発揮される程度のMNOに対してのみ規制対象とすべきであるのに、新規MNOと既存のMNOとの関係を念頭に置いた本件基準値検討は、確実に規制をかける必要のないMNOを判断するためのものとなっており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じている。また、PHSを二種指定制度の基準値算定のベースから除外する根拠とした加入者シェアの割合は、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なると考えられ、両者の整合をとる合理性は低いとのご意見でございます。考え方につきましては、本件基準値検討が確実に規制をかける必要のないMNOを判断するためのものとなっているとのご意見につきましては、具体的な基準値の検討に当たっては、携帯電話市場の特性、すなわち事業展開上MNOとの接続は極めて重要であり、接続協議においては、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすい点を考慮して、MNOが交渉上の優位性を持つかどうかについて検討を行っている。よって、規制が必要な範囲を認定するために適切な検討を行っている。PHSに係る基準と指定の基準値の整合をとる合理性が低いとのご意見につきましては、指定の基準値の検討に際しては、接続交渉上劣位にある新規参入事業者に対してさえも、優位な交渉力を持たず、公正競争を阻害すると認められない程度の事業者を検討することが必要である。これを踏まえ、電気通信事業分野において公正競争環境への影響の程度が低いサービスを判断するに当たって用いられた考え方、すなわちPHSの加入者数が携帯電話の加入者数の10%に満たず、PHSの移動体通信市場全体に与える影響は低いとした考え方を参考とすることについては、一定の合理性が認められるとしてございます。

意見12でございます。これまでソフトバンクモバイルとMVNOとの間で協議が難航し、紛争に至った経緯はなく、MVNOの参入促進のために二種指定設備制度の適用範囲を拡大することは、目的にかなった見直しとは言いがたい。むしろ二種指定事業者とMVNOとの紛争等を踏まえれば、現二種指定事業者を中心としたMNOとMVNO

との関係性において再整理を図ることが適当とのご意見でございます。考え方につきましては、二種指定設備制度は、交渉上の優位性を持つ事業者が、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに着目して設けられた制度である。MNOとMVNOとの関係については、MVNOが事業を運営するには、周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることを踏まえると、端末シェアが相当程度低い場合を除き、原則として全てのMNOはMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ち得ると考えられ、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあると考えられるとしてございます。

1 ページおめくりください。意見13でございます。二種指定制度に係る基準値の見直しを行うに当たり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とすることは適当ではないとのご意見です。考え方につきましては、企業結合ガイドラインについては、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」において、特に、競争法上の基準を参考とすることが求められていることを踏まえて、MNOとMVNOの関係がいわばネットワークの卸売と小売の関係にあることに着目して、垂直型企业結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考としたものである。企業結合ガイドラインにおける判断基準がセーフハーバー規定であることはご意見のとおりであるが、MNO-MVNO間の関係性に着目した具体的な基準値の検討に当たっては、一般競争法上のガイドラインである企業結合ガイドラインを参考としつつ、携帯電話市場の特性を踏まえて、当該MNOの交渉上の優位性の有無について検討を行っている。以上から、当ガイドラインを参考に基準値を検討することが適当であるとしてございます。

1 ページおめくりください。意見14でございます。二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考にする合理性は低いとのご意見でございます。考え方につきましては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」については、ブロードバンド答申において、特に、競争法上の基準を参考とすることが求められていることを踏まえて、市場における有力な事業者についての考え方を、指定の基準値の検討に当たって参考の一つとしたものである。以上から、同ガイドラインを参考にした上で、基準値を検討することが適当であるとしてございます。

意見15でございます。他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けてい

る場合等には、二種指定事業者に対し、接続事業者から要望があれば接続料の算定根拠を開示することを義務付けることが必要とのご意見です。考え方につきましては、ご意見は今後の検討の参考として承る。なお接続料の算定根拠の開示については「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である」とされているとしてございます。

1 ページ、おめくりください。意見16でございます。モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等二種指定制度自体の考え方を早期に見直すことが必要。また総合的な市場支配力に着目した規制等、より包括的な規制制度の導入についても検討すべきとのご意見でございます。考え方につきましては、平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」に示されているとおり、モバイル市場には加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在し、利用者・接続事業者双方にとってネットワークの代替性が存在していること等から、電波の割当てを受けた事業者のネットワークにはボトルネック性が認められないため、それに基づく市場支配力を認めることも適当ではない。なお、二種指定設備制度は、あくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であり、市場支配力に着目した制度ではない。ただし、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を防止する観点から禁止行為規制が課されているとしてございます。

意見17でございます。省令改正の結果新たに規制対象となる事業者に早期に第二種指定電気通信設備接続会計規則を適用すべく、省令改正を行うか、総務省にて会計規則に準じた算定が実施されているかを検証すべきという意見でございます。考え方につきましては、第二種指定電気通信設備接続会計規則を早期適用すべきとのご意見については、接続に関する会計を整理するに当たっては準備に係る期間等が必要であると考えられることから、「事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第34条第1項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する」としている同省令附則ただし書の規定に基づき対応することが適当である。なお、二種指定事業者については、



二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、新たに二種指定設備制度の規制の対象となる事業者が生じた場合、当該事業者の接続料の算定についても、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うことが適当であるとしてございます。

意見18でございます。競争環境整備のためにも大手事業者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体で予見可能性を確保するために確定値で接続料を提示すべきとのご意見でございます。考え方につきましては、大手事業者の接続料を同水準にすべきとのご意見については、電気通信事業法上、二種指定事業者の接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるもの」でないことが求められており、事業者ごとに接続料原価、利潤、需要の構造が異なることを踏まえて各事業者において算定を行うことが適当である。確定値にて接続料を提示すべきとのご意見については、そのメリット・デメリットを慎重に検討する必要があり、参考として承るとしてございます。

最後の意見19でございます。非二種指定事業者の接続料を適正に検証するため、公平・中立な第三者機関による接続料の妥当性検証スキームを確立すべきとのご意見でございます。考え方につきましては、第三者機関による接続料の妥当性検証スキームを確立すべきとのご意見については、二種指定事業者については、二種指定ガイドライン第3の6において、総務省が「当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされている。なお、非二種指定事業者の接続料の妥当性検証スキームの確立については、参考として承る。なお、認可制への移行やパブリックコメントの招集によって、外部的検証性を高める措置が必要との再意見につきましては、参考として承るとしてございます。以上、考え方のご説明でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、どうぞご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、諮問3039号につきまして、今、報告書ということいただきましたが、それと同内容の内容で、23ページですが、答申書の案をとって、これを答申ということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは次に、諮問3041号「NTT東西の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」につきまして審議したいと思います。

本件も大臣からの諮問を受けまして、本年3月29日開催のこの部会において審議を行い、5月1日まで意見募集を行いました。本日は提出されました意見を取りまとめでいただきましたので、これを報告していただき、審議したいと思います。それでは、報告をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは資料35-2の2ページをご覧くださいと思います。今回、パブリックコメントで意見が数件出てきております。それを順次ご説明申し上げます。

まず「基準料金指数の設定について」のご意見でございます。意見1でございます。X値をCPI連動として整理した場合であっても、NTT東西においては費用削減を継続することにより、さらなる経営効率化を進めるべきとのご意見でございます。考え方につきましては、NTT東西は利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済にとって必要不可欠な電気通信サービスを提供する事業者として、事業経営の効率化を行うことにより、料金の低廉化に努めることが期待されている。今後、特定電気通信役務の収入の減少が見込まれていることに鑑みれば、当該収入減に見合った費用の削減を積極的に進めることが求められるとしてございます。

2番目、「特定電気通信役務の範囲について」のご意見でございます。意見2でございます。FTHやOABJ-IP電話については、ブロードバンドのさらなる普及促進の観点から、当面、プライスカップ規制の対象とする必要はないとのご意見でございます。考え方につきましては、FTHサービス及びOABJ-IP電話の契約数は増加傾向である一方、現状では加入電話と比べて契約数が少なく、またOABJ-IP電話のトラフィックについても加入電話と比べて少ないことから、現時点では必ずしも利用者の利益に及ぼす影響が大きいとは言えず、直ちにプライスカップ制度の対象とする必要はないと考えられると。他方、契約数の増加傾向等を踏まえると、将来的には、対象役務として追加することを検討する必要があることに留意しつつ、今後の普及状況等を注視していく必要があるとしてございます。

「その他」の意見でございます。意見3でございます。競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカップやPSTNの接続料は、需要の減少にコスト削減が追いつかないことから上昇傾向にある。競争可能な環境が継続的に維持されるよ

う、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要があるとのご意見でございます。考え方でございます。移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、未利用芯線コストの扱い、メタルの耐用年数、施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコスト検証を行い、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当との考え方が示されている。また平成24年3月29日付当審議会答申においても、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、ブロードバンド答申を踏まえ、総務省において具体的な検討を行うことを求めている。PSTNに係る接続料算定の在り方に関しては、平成24年4月17日総務大臣から情報通信審議会に対し、長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について諮問がなされ、現在、同審議会において必要な調査・審議が行われているところであると。

さらに意見4といたしまして、個人の方々から、電話加入権、施設設置負担金等についてご意見、ならびに高齢者が増え続ける昨今の高齢者支援サービスを切望するといったご意見が出されておりますが、本意見募集に対する直接のご意見ではございませんので、参考として承るとしてございます。

これを踏まえまして、1ページにお戻りいただきますが、答申書の案でございます。本件「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について」は諮問のとおりとすることが適当と認められると。なお、提出された意見及びその考え方は、今申し上げましたとおり、別紙のとおりであるとしてございます。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、どうぞご質問ご意見がございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、諮問第3041号につきまして、お手もとの答申書案の内容で答申をしたいと思えます。ありがとうございました。

○根岸部会長　　それでは続きまして、諮問第3042号「電気通信番号規則の一部改正」につきまして、審議したいと思います。

本件も大臣からの諮問を受けまして、本年3月29日開催のこの部会において審議を行い、5月1日までに意見募集を行いました。意見募集で提出された意見を踏まえまし

て、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。そこで、電気通信番号委員会の主査の酒井委員より、その検討結果についてご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○酒井委員　それではご報告いたします。お手もとの資料35-3でございます。

今、根岸部会長からございましたとおり、本年3月30日から5月1日まで意見募集を行いまして、それに提出された意見を踏まえまして報告書を取りまとめました。本件は番号の指定要件として、従来は第一種指定電気通信事業者と直接接続することを要件としていましたが、これに対して、1つの事業者を介して接続することも認めるといった内容でございます。

2ページ目でございますとおり、意見募集において提出されました意見は1件でございます。イー・アクセス様から、資料の左側でございますとおり、省令案に賛同。また、間接接続を行う電気通信事業者に対して事業用電気通信設備の自己確認を要件とすることは妥当との意見がございました。これについては賛成のご意見として承りますとしております。

これを踏まえまして、報告書としては1ページ目でございますように、本件電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であるとしております。また、答申書案につきましても、この3ページ目でございますとおり、このような形で適当と考えております。

以上が電気通信番号委員会での検討結果の報告でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告につきまして、何かご質問ご意見はございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、諮問第3042号につきまして、ただいまの報告書ということでした内容と同じ内容のものを、3ページに書いてありますが、答申書として答申したいと思います。ありがとうございます。

○根岸部会長　続きまして、諮問第3043号「事業用電気通信設備規則等の一部改正」につきまして審議したいと思います。

本件も大臣からの諮問を受け、本年3月29日開催のこの部会におきまして審議を行い、本件につきましては、この部会への諮問を要する事項と諮問を要しない2つの事項が含まれておりましたので、総務省が全体として意見招請を実施することといたしまして、5月1日まで意見募集を行いました。本日、提出されました意見を取りまとめてい

ただきましたので、これを報告いただき、審議したいと思います。それでは、報告をお願いいたします。

○野崎電気通信技術システム課長 電気通信技術システム課でございます。資料35-4に基づいてご説明いたします。

事業用電気通信設備規則等の改正の概要につきましては4ページ目以降でございますように、東日本大震災の被害を踏まえて、伝送路設備の耐災害性強化、停電対策の強化などについて事業用電気通信設備規則等を改正する案についてパブリックコメントをいたしました。提出された意見は2件でございます。別添の2ページ目でございます。

まず1つ目のご意見でございます。事業用電気通信設備規則第11条関係についてですが、この第11条というのは先ほどの5ページ目にありますが、市町村役場のような中核的な災害対策の拠点について停電対策の強化を行うこと、自家用発電機、蓄電池のようなものについて必要な燃料を確保するということでございます。ご意見のほうは、電気通信事業者が自家発電機等の措置を講じるとともに、十分な量の燃料を備蓄または補給手段の確保に努めるべきことは当然のことと考えてされています。しかし、一方で、東日本大震災のような甚大な災害が起こった場合、電気通信事業者に優先的に燃料の供給を行うとか、あるいは復旧車両について優先的な通行ができるようなことについて国の支援が必要であるというものです。

また、事業用電気通信設備規則第15条の3に関するご意見でございます。その内容は5ページにありますが、大規模災害対策の強化についてです。ループ状の大規模な伝送路設備の災害対策強化、6ページ目の②にありますように、災害対策の中核的な拠点に係る携帯電話のエントランス回線の対策強化、7ページ目にありますように、認証設備やユーザ管理設備のような基幹的な電気通信設備の分散配置、7ページ目の④にありますが、地方公共団体の防災に関する計画への考慮というものがあります。これは地方公共団体が作成するハザードマップを考慮して通信設備の防災対策を行うというものです。これに対するご意見ですが、2ページ目に戻っていただきまして、大規模災害において電気通信事業者が第15条の3第1号から第5号までの対策をとるよう努力することについては異論はない。一方で、大規模電気通信事業者に回線を提供している小規模な事業者に対して圧力がかかったり、増分費用を吸収するように迫ったりすることがないよう、国の支援が必要であるとされています。また代替対策については、地理的条件、事業者の提供エリアの形態等によって、最適な有効策を講ずるものであり、条文案のよ

うに、基幹的な電気通信設備を複数の地域に分散配置するという努力義務規定についてですが、「複数の地域に」等と記載するのではなく、「適切な防災措置を講ずること」という記述が適当であるというものでございます。これに対する考え方でございますが、右のほうですが、今回の改正省令案等に対し基本的には賛同のご意見と承ります。なお、自家用発電機、復旧車両に対する優先的な燃料供給に対するご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。総務省では災害時の電気通信事業者の燃料確保、輸送等につきまして、内閣府等の関係機関に働きかけを行っているところでございます。また基幹的電気通信設備の分散配置の記載のことについてですが、情報通信審議会からの一部答申を踏まえまして、講じるように努めなければならない措置として具体的に規定したものでございまして、原案のとおりが適当と考えております。

2つ目のご意見でございます。東日本大震災等を踏まえた、このたびの事業用電気通信設備規則等の改正については政策の方向性として適当であると考えます。そういうことで、以下、適宜、行政面からも支援をいただくことが必要と考えます。また、国や地方公共団体における社会環境の整備に向けた取り組みも重要と思えます。最後に、例えば燃料の備蓄とか、供給フローの整備、交通手段の確保等の施策について実施、検討をいただきたいというものでございます。こちらにつきましても、右の考え方のところでございますが、今回の改正省令案等に対し基本的には賛同のご意見と承ります。燃料確保、輸送等については内閣府等の関係機関に働きかけを行っているところでございます。ご意見を参考としまして、総務省としても引き続き災害対策の支援に取り組んでまいりますということで取りまとめさせていただいております。

これを踏まえて、答申書の案でございますが、1ページ目でございます。本件事業用電気通信設備規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められるとさせていただきます。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、ご意見ご質問はございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、この諮問第3043号につきまして、今、ご報告をいただきました答申書の中身で答申するということにしたいと思えます。ありがとうございました。

○根岸部会長　　それでは次に報告事項に移りたいと思えます。2つありますが、まず「番号単価の修正及び番号単価告示の一部改正」につきまして、総務省より、ご報告を

お願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　ユニバーサルサービス制度関係で2点、ご報告させていただきます。資料35-5をご覧ください。

まず1点目が、番号単価の修正です。1ページをご覧ください。これは本年の下半期の合算番号単価について、上半期の5円から3円に修正する旨の通知がユニバーサルサービスの支援機関からあったものです。番号単価の修正制度では、合算番号単価、番号単価というのは毎年9月に算定されるものですが、年度途中の毎年4月に、前年度からの繰越額などを反映して見直しを行うこととなっているものです。毎年度の負担金の額、交付金の額などについては総務大臣の認可事項になっており、認可にあたっては審議会に諮問させていただいておりますが、この番号単価につきましては、補填対象額や番号数に基づき、総務省の告示で定める方法で算定されるもので、毎年、支援機関が、その告示に従って算定して、結果を総務大臣に通知しているものです。

合算番号単価については、これまで年度途中の見直しの結果として修正されることがなかったものですが、今年度初めて修正が行われることになったものです。その原因は、番号単価の算定に用いる番号数が増加していること、当初の合算番号単価を定める際に4.67円を四捨五入して5円としていたことから、当初の見込みに比べ上半期の徴収額が多くなったことなどによるものです。ちなみに今までの合算番号単価の推移につきましては、5ページの上段の表の下側に掲げているとおりです。ご参照いただければと思います。

次に2点目のご報告事項は、番号単価の算定方法に係る告示の改正です。2ページをご覧ください。まず改正の必要性ですが、24年度の負担金の額の認可に係る意見募集でも意見が寄せられていたところですが、年度ごとに定める番号単価の適用期間が最終算定月までとされておりまして、この最終算定月が変動することにより適用期間も変動して、結果として番号単価の適用開始月が一定でなく、それが判明するのが適用開始直前になっていることがあります。そのため、事業者から、周知の観点からの問題が提起されていたものです。今回、こうした状況を改善するための改正を行うもので、具体的には番号単価の適用期間を固定すること、また番号単価の算定方法を精緻化すること等の改正を行うものです。改正の内容の概要ですが、これにつきましては、次の3ページの資料でご説明をさせていただきます。

まず改正点の1点目の合算番号単価の適用期間の固定化です。現在のほうをご覧ください

できますと、ある年度の負担金の徴収期間は、負担金は毎月、番号単価に番号数を掛けることで算定した額を徴収していくことになるのですが、その負担金の徴収額が、一番上にあります当該年度の補填対象額と支援業務費に相当する額となる月までの間ということになっています。したがって、その徴収の状況によって年度ごとに徴収期間は変動し得るものということになっています。この例では、徴収期間の最後の月を最終算定月と呼ぶのですが、前年度の最終算定月は左端にありますように12月、次の1月というような例となっております。こういう場合に番号単価の適用期間も、その最終算定月の変動に伴って変動することになりまして、当年度でいきますと1月から次の1月までの13カ月間になっているというものです。このように番号単価の適用期間が変動することが周知の観点で問題があるのではないかとこのものです。

改正案ですが、下にありますように最終算定月が何月になるかにかかわらず、番号単価の適用期間を、一番下にありますように1月から12月までで固定しようというものです。この番号単価の適用期間の変動ですが、実際に先ほどご覧いただいた5ページの上段をご覧いただきますと、平成19年度認可、20年度認可、21年度認可など1月から12月までとなっていない年が、実績としてこれまでもかなりありました。

3ページにお戻りいただきまして、次に番号単価の算定方法の精緻化の内容の概要です。番号単価、合算番号単価の算定方法は3ページの右上の四角の中の下にありますように、補填対象額と支援業務費を合計した額を算定を行う前年の9月段階での対象の番号数である前年6月末の番号数を12カ月で掛けたもので割ることによって算定しております。この算定方法につきまして、まず算定に用いる番号数として前年6月末の番号数を用いておりますが、番号数はかなり増加傾向にありますので、実際の徴収にあたって用いられる番号数とのずれが生じておりました。具体的には5ページの下段をご覧いただきますと、番号数が右肩上がりであるのに対して、番号単価の算定は前年の6月末のものを使いますので、実際に徴収を行う期間には、算定に用いた番号数よりもかなり増加しているというものです。これにつきまして、このようなずれが生じていますので、3ページにお戻りいただきまして、右下の四角の中ですが、「前年6月末の番号数×12カ月」というものにかえまして、「当該期間（1月～12月）の予測番号数」を用いることにするものです。

また精緻化の2点目としまして、「前年度過不足額の見込み額」を加味することになりました。これは毎月、先ほどご説明のとおり、番号単価に番号数を掛けたものによって



算定される額を負担金の徴収額として徴収しておりますので、最終算定月には、ぴったり集め切るというわけではなくて、集め過ぎた額が生じることになります。これが上の現在の図にあります前年度残余额というものです。これまでは、この前年度残余额は算定を行う段階9月の段階では金額は確定していなかったもので、合算番号単価の算定に加味していなかったのですが、より精緻な算定を行うために、その予測額を加味しようというものです。ただ、先ほどのとおり、番号単価の適用期間を1月から12月までで固定することに伴いまして、前年度残余额ではなく、12月段階での徴収が必要な額に対する徴収額の過不足額の見込み額として、「予測前年度過不足額」という概念をつくって、それを加味することになっています。3ページの下にありますように、左端ですが、最終算定月が12月であれば、前年度過不足額は集め過ぎということでプラスになり、当年の右側、最終算定月が1月になれば、まだ集め足りていないということで、前年度過不足額はマイナスになるものです。4ページは、さらに詳しいご説明ですが、細かいお話ですので省略をさせていただきます。これらの見直しを行うことによりまして、合算番号単価の適用期間が、制度上、1月から12月まで安定的に運用されることになるとともに、最終算定月の変動が、これまでに比べて相対的には起こりづらくなるのではないかと考えているものです。

2ページにお戻りいただきまして、この告示は、公布の日から施行して、平成24年本年の9月に行う番号単価の算定から適用することとしているものです。この改正案について先週25日に公表し、6月25日までの間、意見招集をしているところでありまして、寄せられた意見を踏まえて、7月半ばを目途に改正の進めを進める予定をしております。なお、最後に6ページに本年1月現在の負担事業者の一覧を参考として添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、今の報告につきまして、いろいろご質問ご意見がありましたらお願いします。どうぞ。

○長田委員　意見でも質問でもないような話なのですが、ユニバーサルサービス基金が導入されてから大分たちました。いろいろ周知の努力もされてきていますが、番号単価はここのところ、いろいろと下がってきていることもあり、やはり何のために支払っているのかという意識がちょっと薄くなっているような気がします。去年の東日本大震災の後、いろいろと被害に遭われた方とか、その団体の方とかとお話をしても、通信は非常に大切だということとか、仮設住宅にもいろいろ努力があつて、かなり早い段

階で電話が敷かれ、電話の端末も貸出があったということで、通信に不自由なくなったことを皆さん、喜んでいらっしゃったのですが、その電話をそうやって守っていつていることに自分たちも負担をしているのだという意識が本当に低いなというのもありましたので、こういう改正をしながら、できるだけ仕組みがシンプルにわかりやすくなって、それが説明できるとどんどん変えていっていただければいいなと思います。

○根岸部会長 ありがとうございます。ご意見ということでよろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは次の報告事項に移りたいと思います。

○根岸部会長 次は「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）」につきまして、総務省より報告をお願いいたします。

○古市事業政策課長 それではお手もとの資料35-6に基づきましてご報告をさせていただきます。2ページをご覧ください。

競争セーフガード制度の概要についてでございます。公正競争確保のため、電気通信事業法及びNTT法に基づき、これまで講じられてきた競争セーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置を市場実態を的確に反映したものとするため、定期的に検証する仕組みとして、競争セーフガード制度を2007年度から運用してきているものでございます。具体的には、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度に関する検証及びNTT等に係る公正競争要件の検証、これら2点を検証対象としているところでございます。なお、後ほどご説明させていただきますとおり、平成24年度からは、本制度にかわり、新たな公正競争環境検証の枠組みであるブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用を開始予定でございます。

2011年度の検証過程でございますが、昨年7月1日に現行制度の運用に係る問題点等に関する意見公募の実施をいたしました。再意見公募を経た上で、本年2月17日に検証結果案を公表し、意見公募を行ったところでございます。その後、意見公募の結果も踏まえ、本年5月18日に検証結果の確定・公表を行ったところでございます。なお、先ほど申し上げましたブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度につきましても、2月17日に運用に関するガイドライン案及び暫定検証結果案の公表、意見募集を実施し、意見募集の結果を踏まえ、5月18日に運用に関するガイドライン及び暫定検証結果の確定・公表を行ったところでございます。

次に3ページをご覧ください。2011年度の検証結果の概要についてでございます。

具体的には意見公募で寄せられた５７項目の論点について検証結果を整理いたしました。

指定電気通信設備に係る検証結果に関する主な項目といたしましては、加入光ファイバ接続料について、GC類似接続機能、ラインシェアリング、分岐単位接続等を行うべき等の指摘をいただきました。これら接続事業者から寄せられた提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものでございますが、分岐単位接続料設定の是非については本審議会において検討が行われ、本年３月２９日に光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との答申をいただいたところでございます。これを踏まえまして、平成２４年度、１芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際に、これらの点を条件として付したところでございます。

また第二種指定電気通信設備規制の対象を拡大すべきとの指摘もいただきました。これにつきましては、第二種指定電気通信設備制度の対象の拡大に向けて、２月に本審議会に電気通信事業法施行規則の一部改正を諮問したところであり、同審議会における検討を注視としていたところでございますが、先ほど答申をいただきましたので、今後、答申を踏まえた対応を行ってまいります。

次に禁止行為に関する検証結果に係る主な項目でございます。NTT東西の接続関連情報の目的外利用を防止する措置を実質的に担保できる体制を構築すべきというご指摘、またNTT東西の県域等子会社等において禁止行為規制の潜脱行為が行われているというご指摘をいただきました。これらにつきましては、平成２３年度における電気通信事業法等の改正に伴い、平成２４年度以降、NTT東西は機能分離の体制整備のために講じた措置、また業務委託先子会社等の監督、これらの事項を総務省に毎年度報告することとされておりまして、具体的には来月６月末までに第１回目の報告が来ることになっておりますので、これらの報告を厳格に検証する等により、引き続き注視することといたしております。

その他の事項といたしましては、NTT東西は、アクセス回線における概括的展望を早期に公表すべきという指摘もいただきました。電話網の移行の円滑化を図る観点から、NTT東西のアクセス回線の移行スケジュールは可能な限り早期に関係者に共有されることが適当であることから、情報通信審議会電話網移行円滑化委員会において注視するとともに、将来、新たに課題等が生じた場合には適時適切に検討を実施することといたしております。

最後に4ページをご覧ください。今後の公正競争環境の検証の在り方についてでございます。総務省におきましては、2015年ごろを目途に、すべての家庭でブロードバンド利用を実現する目標を立てまして、この目標実現に向けた基本方針を一昨年12月14日に策定・公表したところでございます。この基本方針におきまして、ブロードバンド普及促進に向けた措置については、毎年度継続的なチェックをするとともにこれに加えて、ブロードバンド普及促進に向けた制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしたところでございます。また昨年12月20日にいただきました情報通信審議会答申におきましても、この基本方針を踏まえまして、新たな公正競争環境検証の枠組みは、現在の競争セーフガード制度にかえて、ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度として創設することが望ましいとされております。具体的にはブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証、及びNTT東西等における規制の遵守状況の検証、これら2つの検証の柱を設けて行うべきであるとされたところでございます。これを踏まえまして、冒頭申し上げましたとおり、今年度平成24年度から、新たな公正競争レビュー制度を運用するとともに、平成26年度の検証に合わせまして、先ほどの基本方針に掲げられておりました包括的な検証をあわせて行っていこうとしているところでございます。以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの報告につきまして、どうぞご質問ご意見がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○根岸部会長　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございますか。

では、本日の会議はこれで終了いたします。次回につきましては、事務局より、ご連絡があると思います。では、どうもありがとうございました。

閉　会